**平成２２年（フ）第５０８号**
長崎県長崎市上戸石町2130番地96
債務者　上谷　恭子（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５２０号**
長崎県長崎市鶴見台２丁目13番22号
債務者　吉田　誠司
1　決定年月日時　平成22年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第５２５号**
長崎県西彼杵郡時津町浜田郷572番地33　リジェール山下202号
債務者　上戸　雅文
1　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月22日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１２８０号**
千葉県市川市新井２丁目19番22―103号　キャトルセゾン
債務者　内山　秀治
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１２８８号**
千葉市中央区星久喜町158番地１光生ビル303号
債務者　大溝　　忠
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１２９１号**
千葉市中央区院内１丁目４番７号ライオンズマンション千葉東606号
債務者　小山　義久
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１２９４号**
千葉県八千代市大和田新田８番地１　ハイツエノサワＢ棟106号
債務者　紀　　芳治
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１２９６号**
千葉県船橋市高根台５丁目１番274棟104号
債務者　高橋　　敬
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３１１号**
千葉市中央区大森町445番地16　コートビレッジ102号
債務者　長尾　友美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３３２号**
千葉市中央区村田町735番地１　グリーンハイツ101号
債務者　北嶋　敏祐
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３４６号**
千葉市中央区中央３―13―７　コスモ千葉中央802、住民票上の住所千葉市中央区本町３丁目２番３号　プラザ千葉中央305号
債務者　有田まゆみ（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第１３７５号**
千葉県船橋市習志野台３丁目５番15棟209号
債務者　池田　　勲
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２２年（フ）第２５３９号**
愛知県尾張旭市平子町中通216番地
債務者　木村　都行
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２９７１号**
名古屋市天白区植田東１丁目702番地　ピアセジュールＡ―108号
債務者　山賀　俊明
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第１４３６号**
堺市南区御池台１丁27番２―107号、前住所兵庫県姫路市網干区田井146番地９
債務者　河島　　毅
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１４８２号**
堺市北区東浅香山町３丁31番地　府営堺浅香山住宅27棟409号
債務者　佐藤　志保
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第７９４号**
兵庫県姫路市大野町47番地　大野荘７号
債務者　倉谷　博夫
1　決定年月日時　平成22年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部